

第4章 整備に向けた現状と課題

大御堂廃寺跡の歴史的価値を次世代へ確実に継承するために、どのような整備を行い活用を図っていくべきであるか、整備に向けた条件となる現状と課題を整理する。なお、法令等による諸条件は、P 6～10（第1章 第3節）を参照されたい。

第1節 保存・管理の現状と課題

現 状	課 題
1 調査研究	
<p>○調査研究の成果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大御堂廃寺跡の平成8年（1996）度～平成12年（2000）度の範囲確認調査は、『史跡大御堂廃寺跡発掘調査報告書』2001で報告した。 ・平成29年度調査（松ヶ坪地区）は『倉吉市内遺跡分布調査報告書』2017で報告した。 <p>※松ヶ坪地区は、本史跡の伽藍の南側にあたる。令和元年（2019）度の試掘調査で東築地塀を確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の歴史的事実等を明確に把握し、保存を確実にするための調査研究を継続的に進めて行く必要がある。 ・整備内容により、必要に応じ目的を明確にした上で、発掘調査を行う。 ・北築地塀の遺構表示のため、確認発掘調査が必要である。
2 保存	
(1) 史跡指定地内	
<p>○暫定整備による遺構の保護について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年（2002）度に行った芝生（中心部）と真砂土等による暫定整備で現状維持を図り、遺構・遺物を保護している。現在は都市公園となっており、市民が憩い、遊びやスポーツ等を楽しむ広場として利用されている。 ・平成30年（2018）度の調査により地表面から遺構までの深度は概ね確保されていることが分かった。（P53 図4-1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備にあたっては、適切な保護措置をとり、遺構を傷付けることの無いよう十分に注意し保護すべき歴史的価値のある史跡として周知を図る必要がある。
(2) 史跡指定地周辺	
<p>○遺構の把握について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しており、南側の字五反田、字松ヶ坪は遺構が推定され、関連遺物が出土している（松ヶ坪遺跡：縄文時代晩期初頭の遺跡）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民家など建築物の建替え等の開発計画がある場合は、試掘・確認調査を行い、遺構の把握と追加指定・公有化などにより保存に努める必要がある。 ・伽藍地及び寺院地（中門・南門をはじめとした伽藍地の南辺）の確認調査を進める必要がある。
<p>○史跡の追加指定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定範囲は、伽藍配置から推定される南側が含まれていないが、松ヶ坪地区の発掘調査から、後世の攪乱を受けてはいるものの寺域が広がっていることを確認している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寺域の広がり確認できているものの、遺跡範囲が確定していないため、重要な遺構が発見された場合は、土地所有者等の同意を得るなど、環境が整い次第、保存区域設定、追加指定及び公有化の検討をする。
3 史跡指定地内の法的措置（現状変更等）	
<p>○現状変更等の許可について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントのためステージやテント等の仮設物を設置する等、現状を変更する場合には、現状変更等許可申請書の提出を求め、審査の上、許可の決定をしている。そのうち、軽微なものは市が審査、許可を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構等に影響を与えることのないよう、イベント主催者と事前打ち合わせを十分に行う必要がある。 ・活用ガイドブックなどを作成し、積極的かつ適正な利活用を求めていく。

4 史跡指定地内の行政的措置（説明板の設置、維持管理等）（P46～47 史跡内構築物一覧）	
<p>○保存のための施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定整備により、文化財保護法第115条第1項及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定める、石造りの標柱②、説明板⑤⑬、コンクリート・プラスチック・金属板等の境界標④⑧⑫⑭⑯⑳といった必要最小限の設備等の設置となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保存のための必要最小限度の施設だけではなく、史跡として活用されやすくするための遺構表示等の施設整備を行う必要がある。
<p>○維持管理施設（設備）等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北にアスファルト舗装と側溝⑥、旗掲揚ポール⑩、南に築堤①を設置している。 ・ 防火、上下水道、照明、電気等の設備は設置していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者の安全確保上必要な構造物は、遺構を保護しつつ景観に配慮したものとなるよう十分に検討する。 ・ 史跡の価値を正しく理解するために必要としない構造物（旗掲揚ポール⑩、アスファルト舗装、側溝⑥⑨、築堤①等）は撤去する。
<p>○維持管理業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 芝刈り、施肥、除草等の維持管理業務を業務委託により行っている。その補完要員として歴史公園看守人（会計年度任用職員）が随時除草を行う。 ・ 大御堂廃寺跡利用アンケートによると、芝（草刈り）・ごみ拾い等への参加について、機会があれば参加したいとの回答が8割であった。 ・ イベント開催、スポーツ関連等広場使用料は無料であり、各団体の日時調整は文化財課が行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芝生による緑化の維持管理コストを考慮し、往時の環境を体感できる植生環境復元を検討する。 ・ 除草・ごみ拾い等を、利用者に協力を求めるほか、多くの人々の参加を促し、活用にもつながるよう、募集方法・実施方法等を工夫する。 ・ 管理の全般委託等について検討する。
<p>○出土遺物について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大量の出土遺物が他の遺跡の出土遺物保管スペースを圧迫している。 ・ 出土遺物の保管場所が分散している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイダンス施設等、新たな保管場所を確保し、適切に保管していく必要がある。倉吉博物館を中心とした展示施設を整えるなど保管場所を確保する必要がある。

注1：「第115条 第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第12章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。」

注2：令和3年3月現在 業務委託

（指定地内）【大御堂廃寺跡芝管理業務】…令和2年（2020）度 期間5～12月 委託料2,090,000円
 （施肥2回・機械除草3回・除草剤散布2回）面積15,816㎡
 （築堤除草2回）面積1,200㎡

（指定地外）【大御堂廃寺といれ・駐車場清掃業務】…令和2年（2020）度 期間4～3月委託料493,284円
 毎週月・水・金・土（年間202日程度）、3時間程度
 建物内 面積69㎡ 駐車場（106台分）面積4,200㎡ 築堤周り 全長180m

第2節 活用の現状と課題

現 状	課 題
<p>○関係機関との連携・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校、地区公民館、各種団体などから歴史文化教育や地域学習の依頼を受け、随時現地での史跡の解説等を文化財課職員が行っている。 ・学校行事での利用は小学校1校のみ(令和元年(2019)度調査)。遠足の目的地、マラソンコース、菜の花プロジェクト(P 67写真6-9)。「土曜授業」でも取り上げられたことはあるが、毎年度行われているわけではない。遺構表示がないため、現地での説明がしづらく、授業等に取り入れにくいとの声がある。その他、中学校、高校、大学といった教育機関による積極的な活用は行われていない。 ・倉吉博物館と連携し、館内常設展示をはじめ、市内各地において遺物の出張展示(まちかど博物館)、解説を行うなどの取り組みを行っている。 ・県埋蔵文化財センターと市の共催、中部4町協力により、様々な古代を体験するイベント「古代まつり」が令和元年(2019)度に隣接する未来中心内で開催された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の解説や歴史出前講座などは文化財課職員のみでの対応となっている。解説人材の不足解消のため、歴史ガイドの育成に努める必要がある。 ・教職員への研修、塔心礎及び礎石移動体験や築地塀復元体験など(P 74図6-9、図6-10)少しずつ「つくり育てていく」コンセプトのもとに、体験型活用メニューの考案や目で見て理解しやすい遺構表示や、現地ガイドダンスを充実させるなど学習に取り入れやすい支援・環境づくりを行う。 ・教育機関に限らず、様々な団体と連携し、行政側からの提案だけではなく、市民主体の活動を支援する必要がある。
<p>○観光及び情報発信について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡の解説及びPRは、市のホームページや「東伯耆の古代」、「倉吉文化財さんぽ」等パンフレットを作成し行っている。 ・市内や県内には、互いに歴史的関係がある古代遺跡が多数あるが、互いの歴史的価値を高め合えるようなPRが不十分である。 ・「鬼瓦拓本・文鎮」、ポストカード等の大御堂廃寺跡関連グッズを倉吉博物館で販売している。 <div data-bbox="193 1155 464 1534"> </div> <p>写真 4-1 「東伯耆の古代」表紙</p> <div data-bbox="475 1155 746 1283"> </div> <p>写真 4-2 「倉吉文化財さんぽ」表紙</p> <div data-bbox="758 1290 976 1534"> </div> <p>写真 4-3 関連グッズ</p> <div data-bbox="1002 1290 1369 1534"> </div> <p>(左：鬼瓦拓本、右：はがき、鬼瓦頭、鬼瓦文鎮)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやパンフレットで情報発信を行っているが、日本語のみの対応である。今後、多言語対応を進めていく。 ・大御堂廃寺跡と市内や県内にある他の古代遺跡の個々の魅力とその関係性を明らかにし、倉吉市の歴史的観光資源として活用するため、観光・文化財周遊マップの作成等、他部局と連携した情報発信をする必要がある。 ・情報発信の方法として ICT 活用の視点が必要である。 ・史跡の周知・新たなファン獲得に繋がるような鬼瓦以外の新しい史跡関連グッズの開発、また販売場所(市立図書館・県立美術館等)や方法(通信販売等)について検討する必要がある。
<p>○現地解説について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡の現地解説は、依頼に応じて文化財課職員が対応している。現地解説に対応できる人員が十分であるとはいえない。 ・遺跡の位置・規模の分かる遺構表示等がないため、史跡としての活用が進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・解説依頼に対応できる歴史ガイドを育成し人材を増やしていく必要がある。 ・活用促進のため、分かりやすい遺構表示が必要である。

注3：築堤南部分に、市立上灘小学校の児童が中心となり、菜の花が植えられている。種の収穫までの作業をとおして、近隣保育園や地域住民との交流が生まれている。

注4：全ての子どもたちの土曜日における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が連携・協力して行う、学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などの取組。

<p>○都市公園・広場としての活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝生広場を活かした市民の憩いの場として、様々な利用形態となっている。(各種スポーツ・啓発等イベント関連) ・既に幅広い分野、世代の交流人口があり「大御堂廃寺跡」の名称は利用団体に認知されているが、その構成要素や価値についてまで十分理解されているとはいえない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者に史跡としての理解を深めるための方法を検討する必要がある。 ・来訪者のための駐車場、トイレ、手洗い場、水飲み場、ベンチ等の便益施設やガイダンス施設は必要である。
<p>○県立美術館との連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県立美術館整備基本計画において「大御堂廃寺跡の歴史風土を活かした展覧会の実施」と利用促進策が定められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大御堂廃寺跡の歴史性を活かし、価値を伝えられるような展示、イベント共同開催を通じ、双方の利用が促進されるよう連携を図る必要がある。 ・効果的な連携のためには動線等誘導的な表示等ハード面での整備が必要である。
<p>○出土遺物について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量の出土遺物は一部を除き、大半は収蔵施設に保管されたままである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人々が直接遺物に触れることができる機会を設けるなど、遺物を活用できる展示方法について検討する。

第3節 整備の現状と課題

現 状	課 題
<p>○整備状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心伽藍の位置から東側に芝生を張り、西側は草地となっており、史跡を都市公園（広場）として使用するための暫定整備に留まっている。 ・伽藍の遺構表示がないため、来訪者等が寺院跡としての理解することが困難となっており、活用が進んでいない。溜枳位置を囲みブロックを設置してあるが、遺構表示としてではない。 東入口部と西入口部の2カ所に遺跡の説明板を設置し、遺構配置図を入れているが、不十分である。また、退色が進んでおり、表面がひび割れている。 ・溜枳周辺である寺域の西側の水はけが悪い。 ・築堤の盛り土は、史跡と道路を隔てる境界の役割をしているが、遺構表示として誤解される可能性がある。 <div data-bbox="316 1368 699 1626" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="316 1630 671 1659" data-label="Caption"> <p>写真 4-4 溜枳位置のブロック囲み</p> </div> <div data-bbox="316 1711 699 1968" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="316 1973 560 2002" data-label="Caption"> <p>写真 4-5 築堤の盛り土</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者に史跡の価値を伝えるためには本格整備により史跡の存在を示し、啓発を進めながら活用に繋げていく必要がある。 ・地域活動等で史跡と関係のある植物などを植える、築地塀を徐々に復元していくなど、構成要素の周知を兼ねた子ども世代を中心とした次世代につなげていくことのできる住民参加型の活用のための整備検討が必要である。 ・伽藍を中心とした遺構表示をし、来訪者にとってわかりやすく、寺院跡としての理解を促す整備とする必要がある。 ・説明板は、あらゆる人々、世代が容易に理解できるような建物等往時の姿をイメージできるものにする必要がある。出土品やパネル展示等の史跡を理解しやすくするためのガイダンス施設が必要である。 ・視覚的イメージを容易にするため、遺構の原寸大復元をはじめ、AR等のデジタルコンテンツの導入といった様々な方法のメリットやデメリットを検証し決定する必要がある。 ・溜枳周辺の排水不良を解消するため、状況を把握し地形勾配の調整、暗渠の設置等を検討する。 ・築堤は撤去し、その他においても誤解を招くことのない遺構表示を行う必要がある。 ・多くの人々が集う場として安全性を確保した整備をする必要があるが、遺構保護を前提とし景観に配慮するものとする。

<p>○礎石について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大御堂廃寺跡のもの確実にいえる礎石は上灘小学校の2石である。1つは塔心礎であり、もう1つは四天柱礎と推定されている。その他、可能性があるといわれているものが新宮神社、勝宿称神社、倉吉博物館に点在しており、これらの存在は一部の人にしか知られていない。また、史跡地外に点在しているため、当時の様相をイメージすることは難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出土場所に戻し、保存することが望ましい。 ・礎石を移動させる際には、小学校児童を中心にその存在を周知するためにも、地域住民を巻き込んだ礎石移動体験イベントを行う等、効果的な方法を検討する。
<p>○出土遺物の管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量の出土遺物を保管する場所が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地で遺物を直接手に取り触れることができるようにするなど、学習に活かせる方法を検討する。
<p>○周辺の自然景観について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大御堂廃寺跡からは、どの位置からでも市を代表する山「打吹山」を眺望することができる。秀麗な円錐形であり、多くの市民に親しまれている。また、大御堂廃寺跡伽藍中軸線真北の延長線上には仏石山がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備にあたり、史跡内から打吹山への眺望を妨げることのないよう景観に配慮することを検討する。 ・大御堂廃寺跡と仏石山の関連の可能性について、説明板またはAR等映像の一部に加えることを検討する。
<p>○県立美術館の建設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県立美術館整備基本計画において、倉吉パークスクエア全体で相乗効果を発揮できる施設整備方針が定められている。 ・史跡指定地内において、県立美術館のイベント会場としての利用が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡内における施設の配置・動線・標識(周辺施設への案内表示を含む)・説明板等の設置による誘引効果を検証し、また史跡からの眺望等景観について調整を図る必要がある。 ・利用に関する基準を明示し、イベント内容、利用形態について事前に十分な打ち合わせを行う必要がある。
<p>○便益施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡に隣接する駐車場内に「大御堂廃寺といれ」があり、多くの人々に利用されている。また内部にはパネル展示をし、ガイダンス機能を持たせている。 ・「大御堂廃寺といれ」は、史跡東側の出入口部にあり、木造平屋建(床面積68.89㎡)で、バリアフリー・ユニバーサルデザイン対応済である。 ・大御堂廃寺といれ南側の駐車場は、車両106台分(県立美術館開館時110台予定)の駐車スペースがある。 ・県立美術館用地にある「大御堂廃寺といれ」及び駐車場は引き続き存続され、トイレについては市が維持管理を行う。なお、県立美術館建設地となる現在のラグビー場は、令和3年(2021)度に移転が予定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・憩いの場として活用されるためには、トイレ・手洗い場・水飲み場・ベンチ等の休憩施設が必要である。県立美術館と調整した上で、景観に十分配慮したものとす。 ・展示内容や方法を含め、リス舎跡地(P56参照)を利用したガイダンス施設・駐車場を検討する必要がある。
 <p>写真 4-6 大御堂廃寺といれ (外観)</p>	 <p>写真 4-7 大御堂廃寺といれ (パネル展示 一部)</p>

第4節 運営・体制の現状と課題

現 状	課 題
<p>○史跡の管理・公開・活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な維持管理は、文化財課が行っている。 ・積極的に周知・公開・活用するには市内部・外部組織間の連携が不十分であり、効率のかつ効果的な運営体制となっていない。そのため、既存の各会（「パークスクエア会議」や「県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会」）において連携ができるような提案などの情報を積極的に発信できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の内部体制（企画、都市計画、公園、観光等の関係部局）を整える。 ・使用者をはじめとする市民、学校、地域組織、県立美術館や倉吉未来中心などその他関連団体等の役割を考慮し、多様な組織と連携する体制づくりと強化が必要である。情報交換の場でもあるパークスクエア会議等を積極的に活用し、活発な情報交換のもと、連携可能な事案を増やしていく。 ・倉吉博物館を中心とし、常設・企画展示など遺物を活用した取り組み、調査研究等を連携しながら進める必要がある。

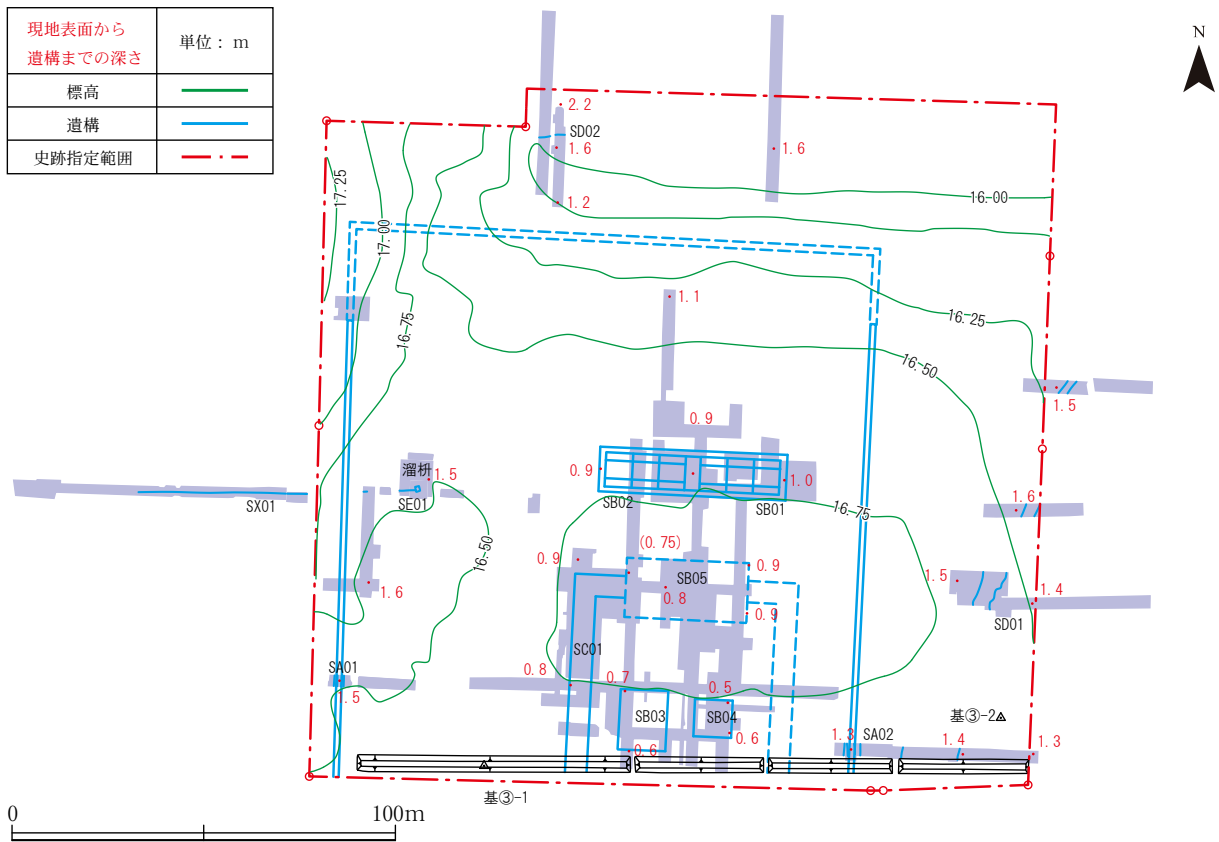


図 4-1 遺構と深さ図

注5：大御堂廃寺跡所管部局：倉吉市教育委員会事務局文化財課（令和3年3月現在）
 職員数：正規職員10名（うち1名が維持管理業務を担当）
 その他の職員：会計年度任用職員4名（うち1名は歴史公園看守人）、専門員1名
 【団体使用の予約調整】正規職員1名と会計年度任用職員1名で実施している。
 【現状変更許可申請】正規職員1名が行っている。